

令和4年7月5日開催

箕輪町農業委員会第17回総会

会 議 録

1 開催日時 令和4年7月5日(火) 午後3時00分から午後4時00分

2 開催場所 産業支援センターみのわ 2階研修室

3 出席委員 22人

会長 鈴木 健二

会長代理 議席1番 春日 初

委員 2番 金澤 博

3番 倉田 孝子

4番 唐澤 金実

5番 唐澤 稔

6番 藤田 久一

7番 櫻井 克成

8番 井口 雅文

9番 藤森 英雄

10番 原 美鈴

11番 赤沼 好秋

12番 唐澤 健二

13番 小林 正俊

14番 鈴木 健二

15番 大槻 憲治

16番 関 幹子

17番 唐澤 俊秀

18番 小野健一朗

19番 小松 孝寿

20番 唐澤 由寛

21番 藤澤 昭二

22番 上田 千志

4 農業委員会事務局職員

事務局長 高橋 英人

事務局次長 唐澤 智大

事務局 金澤 史朗

5 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による 農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について
- 日程第6 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
- 日程第7 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
- 日程第8 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 日程第9 報告第3号 農業経営基盤強化促進法（農地売買支援事業分）について

事務局 携帯電話はマナーモードにさせていただきますようご確認をお願いいたします。
開会前の挨拶を取り交わしたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

続きまして、農業委員会憲章のご唱和をお願いいたします。

【唱 和】

ありがとうございました。ご着席願います。

冒頭会長よりごあいさつをお願いいたします。

会 長 悪天候の中、お疲れ様です。
コロナの変異株が心配されますが、健康にご留意ください。
米粉の活用をいろいろの方が研究されているそうです。
引き続きご理解とご協力をお願いします。

事務局 これ以降につきましては、会長が議長となり進行いたしますのでよろしくお願い
いたします。

議 長 ただいまから第17回総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は22人であります。箕輪町農業委員会会議規則第6条による
定数に達していますので、本日の総会は成立いたします。
ここで、6月の経過報告をいたします。事務局お願いします。

事務局 6月1日に農業委員会長及び事務局長合同会議が松本市浅間温泉文化センター
であり、会長が参加しました。

6月3日に研修委員会が開催されました。

6月6日に第16回総会が開催されました。

農地法第3条の案件3件、第4条の案件1件、第5条の案件3件については、総会后7日付で許可書を交付しました。

また5条案件1件(三日町:転用目的 駐車場・井戸)については、30アールを超える案件のため、6月13日の地区常設審議会にて意見聴取を行いました。

意見聴取の意見をもとに転用目的を「駐車場」のみに変更し、6月15日の県農業会議第75回常設審議委員会にて許可相当と認められたため、6月16日付で許可証を交付しました。

また、この案件に関しまして前回の総会で唐澤金実委員から出された質問について回答をさせていただきます。

唐澤委員からの質問は「〇〇の南側の農地については工場用地の指定になっているか。その場所は土目がとても良く、工場用地にしてしまってもよいかという懸念があり、配慮をお願いしたい。」というご質問でした。

〇〇南側の農地については町として工場用地の指定をしているということはありませんが、この土地の周辺は過去に〇〇など工場を誘致した経過もあり、申請などがあれば、町としても工場を誘致していきたいという考えはございます。当然、農業や農地を守ることは大切なので、農振除外や転用の際は、委員の皆さんのご意見をお聴きしながら進めていきたいと考えています。

6月7日 第26回上伊那農政対策委員会総会がJAフラワーホールで開催され会長が参加しました。

6月14日 上伊那農業委員会協議会 市町村会長会が伊那合同庁舎 講堂で開催され、会長が参加しました。

6月17日 県農業会議第7回通常総会が松本市キッセイ文化ホールで開催され会長が参加しました。

6月21日(火)～6月23日(木)まで 転作現地確認がありました。

6月21日(火)に都市計画審議会があり、春日委員が出席しました。

6月27日(月)に農地あっせん会議があり、金澤農地部長、唐澤稔委員が出席しました。

また原委員ですが、6月14日付で県農業会議から「令和4年度女性農業委員登用促進アドバイザー」に委嘱されましたので、報告させていただきます。

経過報告は以上です。

議 長

それでは、これより議事に入ります。

日程第1 「会議録署名委員の指名」を行います。

12番 唐澤 健二 委員 13番 小林 正俊 委員
の両委員を指名いたします。

日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
説明をいたします。

1番目の案件です。売買による所有権移転の申請です。
対象農地は中箕輪〇〇番〇(畑) 〇〇m²。
農振地域外で売買価格は 坪〇〇円です。
譲渡人は 〇〇氏、譲受人は 〇〇氏
です。譲受人は野菜を作付予定です。

2番目の案件です。売買による所有権移転の申請です。
対象農地は 中箕輪〇〇番〇(畑) 〇〇m²、〇〇番〇(田) 〇〇m²、
〇〇番〇(田) 〇〇m² 合計〇〇m²です。
農振地域外で 売買価格は 坪〇〇円です。
この後、第3号議案で説明しますが、住宅用地として5条転用する土地
(中箕輪〇〇番〇〇 : 〇〇m²) と合わせて取得予定です。
譲渡人は 〇〇氏
譲受人は 〇〇氏です。
譲受人は夫婦で東京から移住し、農地ではぶどうを作る予定です。

3番目の案件です。売買による所有権移転の申請です。
対象農地は 中箕輪〇〇番〇〇(畑) 〇〇m²、〇〇番〇(畑) 〇〇m²
合計〇〇m²です。
農振地域内で 売買価格は 坪〇〇円です。
譲渡人 〇〇氏 譲受人 〇〇氏です。

4番目の案件です。売買による所有権移転の申請です。
対象農地は 中箕輪〇〇番〇(田) 〇〇m²、〇〇番〇(田) 〇〇m²、
〇〇番〇(田) 〇〇m² 合計〇〇m²です。
農振地域外で 売買価格は 坪〇〇円です。
譲渡人 〇〇氏 譲受人 〇〇氏です。

5番目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

対象農地は 中箕輪〇〇番(田)〇〇㎡、〇〇番〇〇(田)〇〇㎡
合計〇〇㎡ です。

農振地域外で 売買価格は 坪〇〇円です。

譲渡人は 〇〇氏 譲受人は 〇〇氏です。

6番目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

対象農地は 中箕輪〇〇番〇〇(畑)〇〇㎡

農振地域内で 売買価格は 坪〇〇円です。

譲渡人は 〇〇氏

譲受人は 〇〇氏です。

譲受人は野菜を作付予定です。

以上、6件とも農地法に定める下限面積は満たしています。

議案第1号についての説明は以上になります。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。
1番、2番案件 唐澤稔委員。

唐澤稔委員 1番案件は6月17日に説明を受けました。内容は事務局の説明のとおりです。
2番案件は6月20日に説明を受けました。5条申請と一緒に説明を受けました。
内容は事務局の説明のとおりです。数年前から町内のアパートに住み、町内ぶどう農家の方のお手伝いをしているそうです。

議 長 3番案件 小松委員。

小松委員 6月15日に説明を受けました。内容は事務局の説明のとおりです。特段問題はないと思います。

議 長 4番案件 倉田委員。

倉田委員 5月28日に説明を受けました。特に問題はないと思います。

議 長 5番案件 春日委員。

春日委員 6月15日に説明を受けました。問題ないかと思います。

議 長 6番案件 唐澤金実委員。

唐澤金実委員 6月5日に申請者の2人から説明を受けました。譲受人の別荘が横にあり、来てやっていただけで問題ないと思います。

議 長 ただいま事務局及び地区の担当委員から説明がありました。
これより質疑に入ります。
ただいま事務局の説明及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

議 長 唐澤稔委員に質問ですが、2番案件の件について譲受人は今後うまくやっていけるでしょうか。

唐澤稔委員 やる気もありますし、大丈夫かと思っています。

議 長 今後も確認をお願いします。

質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。
議案第1号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
〔異議なし〕の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第1号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 農地法第4条の許可申請について説明をいたします。

1件目の案件です。貸駐車場に伴う申請です。
対象農地は 中箕輪〇〇番〇(畑) 〇〇㎡ 2種農地です。
申請者 有限会社 〇〇です。
申請地は平成5年に建売住宅用地として5条許可されましたが、実施されずにいました。

近隣住民から駐車場として利用したいとの希望があり、変更申請を行うものです。

議案第2号についての説明は以上になります。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。
1 番案件 唐澤金実委員。

唐澤金実委員 6月19日に説明を受けました。問題はないと考えます。

議 長 ただいま事務局及び地区の担当委員から説明がありました。
これより質疑に入ります。
ただいま事務局の説明及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙
手願います。

質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。

議案第2号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第2号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に
ついて を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号 農地法第5条の許可申請について説明をいたします。

1 番目の案件です。売買での所有権移転による住宅用地の申請です。

対象農地は 中箕輪〇〇番〇〇 (田) 〇〇m²。

2 種農地で 売買価格 坪 〇〇円です。

譲受人は 〇〇氏 譲渡人は 〇〇氏です。

こちらは第1号議案の3条案件と関連した項目です。

申請者は東京から移住し、本申請地に住宅を建て夫と2人で住む予定です。

隣接農地はぶどう畑として使用する予定です。

2 番目の案件です。使用貸借による住宅用地の申請です。

対象農地は 中箕輪〇〇番〇〇 (田) 〇〇m²。 2 種農地です。

借受人は 町内のアパートに住む ○○氏と○○氏
貸付人は ○○氏です。

借受人は現在アパート暮らしですが、祖父の土地を使用貸借し、住宅を建設したいと考えています。

3番目の案件です。売買での所有権移転による住宅用地の申請です。

対象農地は 中箕輪○○番○○ (畑) ○○㎡。

3種農地で 売買価格は 坪○○円です。

譲受人は ○○氏 譲渡人は ○○氏です。譲受人は現在アパート暮らしですが、住宅を建設したいと考えています。

4番目の案件です。売買での所有権移転による駐車場及び工場倉庫用地の申請です。

対象農地は 中箕輪○○番○ (畑) ○○㎡、○○番○ (畑) ○○㎡

合計 ○○㎡です。

3種農地で 売買価格は 坪○○円です。

譲受人は ○○株式会社 譲渡人は ○○氏です。

対象農地は現在休耕田で、○○が工場拡張のため購入したいと考えています。

5番目の案件です。売買での所有権移転による駐車場の申請です。

対象農地は 東箕輪○○番○ (畑) ○○㎡、東箕輪○○番○ (畑) ○○㎡。

合計 ○○㎡ です。

2種農地で 売買価格は 坪○○円です。

譲受人は ○○氏 譲渡人は ○○氏です。

譲受人は(有)○○を経営しており、社員の駐車場を確保するため転用したいと考えています。

6番目の案件です。使用貸借による住宅用地の申請です。

対象農地は 東箕輪○○番○ (畑) ○○㎡。 2種農地です。

借受人は ○○氏

貸付人は ○○氏 です。

借受人は弟の所有する土地を使用貸借し、住宅を建設したいと考えています。

7番目の案件です。使用貸借による住宅、通路用地の申請です。

対象農地は 中箕輪○○番○ (田) ○○㎡、中箕輪○○番○ (田) ○○㎡

合計○○㎡。 2種農地です。

借受人は ○○氏 貸付人は ○○氏です。
借受人は祖母の所有する土地を使用貸借し、住宅を建設したいと考えています。
また住宅へ乗り入れる通路として使用したいと考えています。

8番目の案件です。賃貸借による工場用地の申請
対象農地は 中箕輪○○番○ (田) ○○㎡。
2種農地で 賃貸借料は 坪 ○○円/年です。
借受人は 有限会社 ○○
貸付人は ○○氏です。
当該農地は平成30年1月に住宅用地として転用許可をしたが、建築できずにいま
した。ここで自社の工場を拡大したいと考え申請するものです。

9、10番目の案件です。賃貸借による駐車場用地の申請です。
9番案件の対象農地は 中箕輪○○番○○ (畑) ○○㎡、
○○番○○ (畑) ○○㎡、○○番○○ (畑) ○○㎡ 合計○○㎡です。
借受人は ○○ 貸付人は ○○氏です。
10番案件の対象農地は 中箕輪○○番○○ (畑) ○○㎡
借受人は ○○、
貸付人は ○○氏 (○○氏 被相続人) です。
賃貸借料は 坪 ○○円/年。
みのわテラス南側駐車場設置のための申請です。
1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設の駐車場であり、令和4年6月7
日に農振除外がされたため、転用は止むをえないと思われま

11番目の案件です。使用貸借による住宅用地の申請です。
対象農地は 中箕輪○○番○ (畑) ○○㎡ 2種農地です。
借受人は ○○氏、
貸付人は ○○氏です。
借受人は父の所有する土地を使用貸借し、住宅を建設したいと考えています。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請につきましての説明は以上です。
ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。
1番案件 唐澤稔委員。

唐澤稔委員 6月20日に3条申請と一緒に説明を受けました。転用はやむなしと思います。

議 長 2 番案件 原委員。

原委員 6 月 1 4 日に説明を受けました。転用はやむなしと思います。

議 長 3 番、4 番案件 小野委員。

小野委員 3 番案件は 6 月 1 9 日に説明を受けました。問題ないかと思ひます。
4 番案件は 6 月 1 7 日に説明を受けました。こちらも問題ないかと思ひます。

議 長 5 番、6 番案件 金澤委員。

金澤委員 5 月案件は 6 月 1 4 日に説明を受けました。駐車場としては問題ないと思ひます。
6 番案件ですが、6 月 1 5 日に説明を受けました。まわりには住居もあり、特に問題ないと思ひます。

議 長 7 番案件 大槻委員。

大槻委員 6 月 1 0 日に説明を受けました。孫の家ということと周りに家もありまして問題ないと思ひます。

議 長 8 番案件 唐澤金実委員。

唐澤金実委員 6 月 2 2 日に説明を受けました。日が当たらないような場所ですので農地としては難しいと思ひます。

議 長 9 番、1 0 番案件 藤田委員。

藤田委員 7 月 4 日に説明を受けました。事務局の説明のとおりです。

議 長 1 1 番案件 関委員。

関委員 父の建てた家が手狭になり、メンテナンスするより新しく建てたいとのこと。止むをえないと思ひます。

議 長 ただいま事務局及び地区の担当委員から説明がありました。
これより質疑に入ります。

ただいま事務局の説明及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

議 長 9 番案件について転用後の賃借料は決まっているか。

事務局 これから町で話し合って決めるところです。

議 長 質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。
議案第 3 号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 3 号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして日程第 5 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の農地中間管理事業分について説明いたします。

こちらは、県の農業開発公社（中間管理機構）が間に入る形での利用権の設定を行った農地の状況となります。

6 3 ページは、総括表となります。

田 1, 5 6 4 m² 畑 8, 7 7 3 m² 合計 1 0, 3 3 7 m²です。

6 4 ページは、借り手の状況となります。

6 5 ページは、貸し手の状況となります。

始期は令和 4 年 7 月 7 日、終期は 契約期間により令和 9 年、令和 1 4 年のそれぞれ 1 2 月 3 1 日となります。

それぞれご確認をいただきたいと思えます。

議案第 4 号 農地中間管理事業分に関しての説明は以上となります。
ご審議をお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑等ございませんか。

質疑を終結いたします。議案第 4 号を採決いたします。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案どおり認めることに決定しました。

続きまして日程第6 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。

67ページは、総括表となります。

田 6,087㎡ 畑 13,576㎡ 合計 19,663㎡

68ページ以降は、それぞれの年数毎の一覧となります。

それぞれご確認いただきたいと思います。

議案第5号 農用地利用集積計画に関する説明は以上となります。

ご審議をお願いします。

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑等ございませんか。

質疑を終結いたします。 議案第5号を採決いたします。

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案どおり認めることに決定しました。

続きまして、日程第7 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について説明をいたします。

75ページをお開きください。

使用貸借・賃貸借について、双方の合意により解約の届出をしたものの内訳になります。15件 解約の届出がありました。

報告第1号についての説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

議 長

報告第1号について、事務局より説明がありました。
これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。
発言がないようですので、報告第1号は聞きとどめて参ります。

続きまして、日程第8 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明をいたします。

79ページをお開きください。

相続により農地を取得しました届出の受付分になります。

全部で7件ございました。

報告第2号に付きましての説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

議 長

報告第2号について、事務局より説明がありました。
これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

発言がないようですので、報告第2号は聞きとどめて参ります。

議 長

続きまして、日程第9 報告第3号 農業経営基盤強化促進法（農地売買支援事業分）について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第3号 農業経営基盤強化促進法（農地売買支援事業分）についてご説明いたします。

82ページは総括表です。

83ページは公社への売買の内訳です。2筆ありまして、購入予定者は〇〇さんです。

84ページは公社からの売買の内訳です。2件ありました。

報告第3号についての説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

議 長 報告第3号について、事務局より説明がありました。
この案件につきまして、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言がないようですので、報告第3号は聞きとどめて参ります。

以上で本日の審議はすべて終了いたしますが、皆さんから本会議にかけたい案件
がございましたら、お出しいただきたいと思います。
特にないようですので、これで本日の会議を閉じます。
大変お疲れ様でした。

会長は本会議の正確を期するため会議録署名委員と共に署名する。

会 長

1 2 番

1 3 番
